

No.11-67

2011年9月14日  
エーザイ株式会社

## 「アリセプト<sup>®</sup>」の高度アルツハイマー型認知症に係る特許権存続期間の延長が確定

エーザイ株式会社(本社:東京都、社長:内藤晴夫)は、「アリセプト<sup>®</sup>」(一般名:ドネペジル塩酸塩)の高度アルツハイマー型認知症に係る特許権の存続期間の延長登録を維持する旨の知的財産高等裁判所の判決に対する後発品会社数社による上告について、最高裁判所が当該上告を棄却する決定を下した、と発表しました。

「アリセプト<sup>®</sup>」に関する、高度アルツハイマー型認知症用途に係る特許権の存続期間の2013年6月22日までの延長について、2011年2月22日に知的財産高等裁判所は、当該延長登録を維持する旨の無効審判における2009年11月25日の日本特許庁の審決を、維持する判決を下しました。

これに対し、後発品会社数社から2011年3月8日付で上告申立てがなされていましたが、2011年9月9日最高裁判所において、上告が棄却され上告審として受理しない旨の決定がなされました。

本決定により、「アリセプト<sup>®</sup>」に関する、高度アルツハイマー型認知症用途に係る特許権の存続期間は2013年6月22日まで延長されることが確定しました。

「アリセプト<sup>®</sup>」は、軽度から高度までのアルツハイマー型認知症に対する適応を有する日本で唯一の薬剤です。当社は、引き続き、より多くのアルツハイマー型認知症患者様とそのご家族、介護者の皆様のベネフィット向上に貢献してまいります。

以上